委 託 契 約 書（案）

徳島県（以下「甲」という。）と株式会社○○○○（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第１条　甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（１）委託業務名　　令和８年度近代美術館所蔵作品展展示作業業務

（２）委託業務の内容　　仕様書のとおり

（委託業務の処理）

第２条　乙は、前条第２号に規定する仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

２　乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第３条　委託期間は、令和８年４月６日から令和９年３月３１日までとする。

（委託料）

第４条　委託料は、金○○○○円（うち消費税及び地方消費税の額金○○○○円）とする。

２　前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、委託料に１１０分の１０を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第５条　契約保証金は、免除する。

（委託業務の調査等）

第６条　甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託業務の内容の変更）

第７条　甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（委託業務の完了報告）

第８条　乙は、委託業務が完了したときは、速やかに甲の指示する様式による委託業務完了報告書を、甲に提出しなければならない。

（検査等）

第９条　甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、１０日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

２　甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

３　乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

（委託料の支払）

第１０条　乙は、前条第１項又は第３項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

２　甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して３０日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（再委託等の禁止）

第１１条　乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

第１２条　乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和３９年徳島県規則第２３号）第３６条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

（契約解除等）

第１３条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

（３）契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

（４）契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。

（５）契約条項に違反したとき。

（６）乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

２　前項の規定によりこの契約を解除した場合において甲に損害があるときは、契約金額の１００分の１０に相当する額の賠償を請求することができる。

３　甲は、第１項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。

４　乙は、第１項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

（損害賠償）
第１４条　乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
（秘密の保持）
第１５条　乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
（疑義等の決定）
第１６条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和８年〇月〇日

甲　徳島県
徳島県立二十一世紀館長　　〇〇〇〇

乙　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇株式会社
代表取締役　　〇〇〇〇